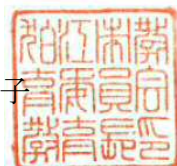


狛江市教育委員会要綱第 21 号

狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱をここに
公布する。

令和 8 年 8 月 18 日

狛江市教育委員会 教育長 柏原 聖子



狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱

令和 8 年 8 月 18 日
教育委員会要綱第21号

(目的)

第 1 条 この要綱は、狛江市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第 8 条第 2 項に基づき、狛江市立図書館設置条例（昭和51年条例第10号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する狛江市立中央図書館（以下「図書館」という。）に置き去りにされた自転車等を撤去するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(撤去対象)

第 2 条 撤去の対象となる自転車等は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第 2 条第 1 項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の 2 に規定する自転車であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 図書館長（以下「館長」という。）が図書館の駐輪を禁止した場所（以下「駐輪禁止区域」という。）に駐輪されたもの
- (2) 館長が設置した図書館利用者のための駐輪スペースに、当該目的以外の目的で駐輪していると認められるもの

(駐輪禁止区域の自転車等の撤去手続)

第 3 条 前条第 1 号の自転車等を撤去する手続は、狛江市自転車等の放置防止等に関する条例（平成 9 年条例第11号）及び狛江市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則（平成11年規則第20号）の例による。

(駐輪スペースの自転車等の撤去手続)

第 4 条 館長は、第 2 条第 2 号の自転車等を撤去する際は、7 日前までに警告書（様式第 1 号）を貼付し、警告を行うものとする。

2 館長は、規則第 8 条第 2 項に基づき、自転車等を撤去し、保管したときは、その旨を告示するとともに、撤去した翌日から起算して60日間保管するものとする。この場合において、当該期間中に利用者等の確認ができた場合には、自転車等返還通知書（様式第 2 号）により自転車等の利用者に対し、速やかに引き取るよう通知するものとする。

3 館長は、撤去し、保管した自転車等については、放置自転車等撤去保管台帳（様式第 3 号）を作成し、当該自転車等の形状等を記載し、整理するものとする。

4 館長は、第 2 項の措置を講じた後、なお当該自転車等の引取りがないときは、当該自転車等を処分するものとする。

(自転車等を処分する告示)

第 5 条 前条第 4 項の規定により処分する場合は、次に掲げる事項を明示して告示するものとする。

- (1) 撤去年月日

- (2) 撤去場所
- (3) 保管期限
- (4) その他必要と認める事項
(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年11月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

警 告 書

この駐輪場は狛江市立中央図書館を利用中の方以外は駐輪できません。

年 月 日（ ）現在、この紙のついているものについては、狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱に基づき撤去いたします。

狛江市教育委員会図書館

様式第1号（第4条関係）

警 告 書

この駐輪場は狛江市立中央図書館を利用中の方以外は駐輪できません。

年 月 日（ ）現在、この紙のついているものについては、狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱に基づき撤去いたします。

狛江市教育委員会図書館

狛 発 第 号
年 月 日

様
整理番号 番

図書館長

自転車等返還通知書

狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱第4条第2項の規定に基づき、あなたの自転車等を撤去・保管しています。下記の要領で返還しますので、通知いたします。

返 還 要 領

(1) 保管期限

年 月 日（ ）まで

(2) 問い合わせ先

狛江市立中央図書館 電話

年 月 日（ ）までに、図書館開館日の午前9時から午後4時までの間に電話にて御連絡ください。御連絡がない場合は返還できないことがあります。

(3) 返還のときに必要なもの

- 1) この通知書
- 2) 自転車等の鍵
- 3) 氏名・住所がわかるもの（免許証等）

※保管期限日を過ぎた自転車等は狛江市立中央図書館における自転車等の撤去に関する要綱第4条第4項の規定に基づき処分いたします。

放置自轉車等撤去保管台帳

[illegible]